

# 産廃処分場控訴審 あす上告期限

## 判決に戸惑う行政

旭市、銚子市、東庄町で計画されている産業廃棄物最終処分場を巡り、設置を許可した県に周辺住民が取り消しを求めた行政訴訟で、一審に続き5月20日の控訴審でも県は敗訴した。上告期限が3日に迫る中、県や廃棄物処理法を所管する環境省は「法手続きに沿った許可を否定されれば行政が立ちゆかなくなる」と反発を強める一方で、判決で指摘された問題の一部は法改正も含めた検討を始めた。

### 一、二審とも

### ずさんさ指摘

「どこかに処分場を造らなければならぬのは誰しもおわかりだと思えます」

東京高裁判決の翌日5月21

日の記者会見。一審、二審とも県の審査のずさんさを指摘されただけに森田健作知事は戸惑いの表情を浮かべた。廃棄物処理法は、発生する問題が多様で複雑なことから行政の対応が後手にまわり、対症療法的な改正を繰り返し

ている、との指摘が学識経験者や法曹界にある。控訴審では、業者が規制強化を盛り込んだ改正法施行直前に設置申請したため、許可の是非は法改正で新たに加わった要件を適用して判断すべきかどうか

(有山佑美子、長屋護)

## 暮らして

判決は、改正後の要件を適用することが立法の趣旨に沿うと指摘。改正法が定めた環境影響調査や住民の意見書提出などの手続きをせずに許可した県の対応は違法とした。

一審の千葉地裁では法解釈をめぐる判断はなかったが、「事業者が処分場を維持・管理する経済的基盤がなく、周辺住民が重大な被害を受ける恐れがある」と指摘。その上で「調査すべき義務がある」というべきところを十分に行っていないと批判した。

### 審査基準改正 環境省が検討

県にも言い分はある。控訴審で指摘された廃棄物処理法

の解釈をめぐる問題では、改正法施行前に許可申請があった事実までさかのぼって適用すべきか、法を所管する環境省に確認したうえで最終的に許可しているからだ。

環境省も「申請する前には分からなかったことを業者に課すことになり、不合理だ」と話す。同省によると年間130件を超えていた最終処分場の新規許可件数は、法改正で環境影響調査が義務づけられてから年平均30件前後に大幅に減少したという。

「リサイクルで廃棄物の量が減っているとはいえ、このまま処分場が許可されなければ7年程度で全国の処分場がいっぱいになる」と同省産業廃棄物課は憂慮する。もっとも一審で指摘された

業者の経営状況をどこまで審査すべきかという問題については見直しに着手した。

一審の判決について県の担当者は「簿外債務は提出を義務付けた貸借対照表や損益計算書では分からず、現行法では審査する手だてがない」と話す。ただ、県は一審で敗訴直後の07年9月に業者の経営状況にどこまで踏み込んで調査すべきか、審査基準を明確に

